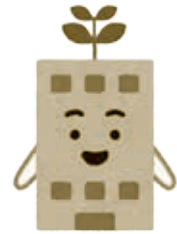


起業化計画を募集します



～起業支援補助金制度～

起業支援補助金は、地域資源を活用して新たに事業を開始しようとする人を支援する補助制度です。

補助金の交付を受けるためには、起業化計画の募集に応募し、あらかじめ認定を受ける必要があります。

応募要件

次の全ての要件を満たすことが必要です。

- 町内に住所および活動拠点を有する個人、団体または法人
- フランチャイズチェーンに加盟していない人
- 町税などを滞納していない人

補助対象事業

次の全ての要件を満たすことが必要です。

- 新たに開始する事業であること（既存の事業者が新たに他の業種の事業を開始する場合を含む）。
- 地域の資源（人材、技術力、原材料など）を活用して行う事業で、地域課題の解決など、町の活性化に資すると認められる事業であること。
- 継続が見込まれる事業であること。
- 宗教活動、政治活動、公序良俗に反する活動およびこれらに類する事業でないこと。

補助対象経費

① 開業準備経費

- 起業に向けたマーケティング・リサーチ、研修、法人登記などに要する経費

② 施設設備費

- 事業所の整備工事費、設備・機械などの購入経費
- 土地、建物、設備・機械などの借入経費（対象期間は12カ月以内）

③ 運営経費（対象期間は12カ月以内）

- 技術導入経費、広告宣伝経費、その他運営に必要な経費

④ 雇用経費（対象期間は12カ月以内）

- 雇用者（雇用保険加入者に限る）の人件費（役員、家族を除く）

※①～④のうち、他の補助制度から補助金などを受けたものがある場合は、その経費は除きます。

補助額

補助対象経費の2分の1以内

補助限度額

300万円

※開業準備経費および施設設備費は200万円を上限とし、運営経費および雇用経費は100万円を上限とします。

応募方法など

起業化計画書を提出し、町の起業化計画認定審査会において認定された事業に対して補助金を交付します。

① 応募書類

- 応募申込書 ● 起業化計画書（添付書類を含む）
- 完納証明書

② 提出期限 8月31日（木）午後5時

③ 提出先 商工観光課商工業立地推進係

※起業化計画の募集に応募した人は、起業化計画認定審査会に出席していただきます。審査会の日程などは、後日通知します。

※完納証明書は、町民税務課に交付申請してください（手数料がかかります）。

※町ホームページから「起業化計画書」などの様式をダウンロードすることができます。